

北海道水資源の保全に関する条例の施行状況の点検結果

令和5年(2023年)1月
北海道総合政策部
計画局土地水対策課

目 次

I	はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	社会経済情勢の変化等	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	水資源の保全に関する動向等		
III	条例の施行状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1 水資源保全地域の指定状況		4
	2 施策の取組状況		
	(1) 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進		5
	(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保		6
	(3) 水資源の保全に対する理解の促進		7
	(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保		8
IV	今後の推進に係る対応方向	・・・・・・・・・・・・・・・・	12

I はじめに

□点検・検討の考え方

北海道水資源の保全に関する条例（以下「条例」という。）は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、道や土地所有者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本事項や水源周辺の適正な土地利用の確保を図るための措置などを定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものであり、施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

今般、前回平成29年度に行った点検・検討から5年を経過したことから、市町村や関係団体、土地所有者、さらには、外部有識者の意見等も聴取しながら、点検・検討を実施するものである。

□点検・検討の進め方

①社会経済情勢の変化を勘案

- 最近の水資源保全に関わる社会経済情勢の変化などを踏まえた点検の実施

②条例の施行状況等について検討

- 道の取組状況についての点検の実施
- 市町村、関係団体、水資源保全指定地域内の土地所有者等に対する調査・ヒアリングなどの実施
 - ◇アンケート調査（実施時期 令和4年(2022年)7月～8月）
 - ・照会先 ① 179市町村（回答数179市町村<回答率100%>）
② 土地所有者2,000者（回答数893者<回答率45%> うち個人1,800人：回答数802人、法人200団体：回答数91団体）
③ 事業区域に水資源保全地域を含む38森林組合（回答数22団体<回答率58%>）
 - ◇ヒアリング調査（実施時期 令和4年(2022年)8月～9月）
 - ・実施団体 ① 9団体（北海道市長会、北海道町村会、北海道森林組合連合会、北海道宅地建物取引業協会、札幌司法書士会他）
② 4市町（倶知安町、登別市、新ひだか町、本別町）
- 北海道水資源保全審議会委員からの意見の聴取
 - ・開催日 令和4年(2022年)11月21日

③検討結果に基づいた今後の対応方向

Ⅱ 社会経済情勢の変化等

条例の施行状況の検討・点検に当たっては、社会経済情勢の変化など現状認識を踏まえ、条例がめざす水資源の保全に向けた方向性や整合性等について点検する。

水資源の保全に係る動向等

■ 相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度等の創設

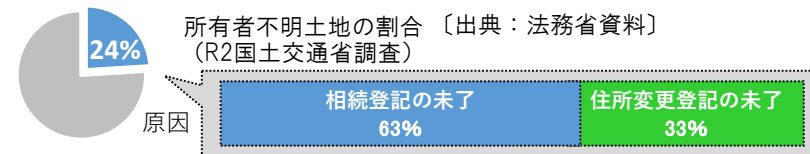
所有者不明土地は、公共事業の実施や民間土地取引等に大きな支障を及ぼすことから、その解消に向けて関係法が改正され、令和5年（2023年）4月から段階的に施行される。

- ・不動産登記法の改正：相続登記の申請の義務化(令和6年(2024年)4月1日施行)や住所等の変更登記の申請の義務化(令和8年(2026年)4月までに施行)等
- ・相続土地国庫帰属法の制定：相続等により取得した土地の国庫帰属を可能とする制度の創設（令和5年(2023年)4月27日施行）
- ・民法の改正：所有者不明土地・建物の管理制度の創設や長期間経過後の遺産分割の見直し（令和5年(2023年)4月1日施行）等

▶条例との関係性： 登記が義務化されていないため、現行では不動産登記簿等の公簿情報から所有者が判明しないなど所有者の把握が困難な場合がある中、今後、相続登記の申請が義務化される法の施行や相続土地の国庫帰属などが進められることにより適正な土地の管理の推進が期待される。

【参考1：所有者不明土地とは】

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
 - ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地
- ※増加理由：人口減少・高齢化の進展とそれに伴う相続件数の増加、土地利用ニーズの低下と所有意識の希薄化



【参考2：土地所有者（個人）へのアンケート結果「法制定・改正の認識」】

- ◇相続土地国庫帰属制度が創設（R5.4.27施行）されること：知っていた（9%）
- ◇相続登記の申請が義務化（R6.4.1施行）されること：知っていた（15%）

両方知っていた
(6%)

両方知らなかった
(82%)

■ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（「重要土地等調査法」）の制定

重要施設又は国境離島等の機能の阻害を防止するため、その機能を阻害する行為に供される恐れのある施設周辺及び国境離島等の土地のうち一定のものを注視区域又は特別注視区域に指定し、調査、規制等の措置を講じることを定めた法律が令和4年9月施行された。

- ・注視区域：防衛関係施設など防衛関係施設等の周辺区域（概ね1km）、国境離島等（利用状況の調査等）
- ・特別注視区域：注視区域のうち機能が特に重要なもの、機能阻害が容易であり代替が困難なもの

▶条例との関係性： 国において対象となる区域の指定が、順次進められる予定である中、第1回目として道内の無人の国境離島など4市町7カ所を含めた58カ所が指定されたところであり、今後、水資源保全地域内の土地の指定などその動向を注視する必要がある。

Ⅱ 社会経済情勢の変化等

水資源の保全に関する動向等（続き）

■ 水循環基本法の一部改正

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することで健全な水循環を維持・回復させ、経済社会の発展や生活の安定向上に寄与することを目的に平成26年7月に制定された「水循環基本法」が、令和3年（2021年）6月に改正され、新たに基本的施策として「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることなどが明確化された。

➤ 条例との関係性： 条例においては、水資源保全地域の指定に係る水源として「地表水」とともに「地下水」も対象としていることから、本改正は条例の法的根拠がより明確化するとともに、国等による地下水の適正な保全や利用に向けた取組等の推進が期待できる。

■ 森林環境譲与税を活用した取組

森林の有する国土保全や水源の涵養などの公益的機能を鑑み、適切に森林の整備等を進めていくため、平成31年（2019年）3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、地方自治体に令和元年度から森林環境譲与税が譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、啓発普及など森林整備及びその促進に関する取組などが進められている。

➤ 条例との関係性： 森林環境譲与税を活用した森林の整備など水源の涵養に資する取組が始められたところであり、今後、こうした取組が広がることにより、水資源の保全の推進が期待できる。

■ ゼロカーボン北海道の推進

道では、令和2年（2020年）3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」こととし、本道が有する豊かな地域資源を最大限に活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した地球温暖化に対する取組が加速している。

➤ 条例との関係性： 水資源保全地域面積の約8割を森林が占める中で、条例に基づく森林保全などの取組が推進されることにより、森林の有する多様な機能が発揮され、水源涵養機能の維持増進とともに温室効果ガスの吸収源としての地球温暖化防止への貢献などが期待できる。



Ⅲ 条例の施行状況

1 水資源保全地域の指定状況

公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺区域を、市町村長の提案に基づき水資源保全地域として指定し、この地区内で土地取引等を行う場合、事前届出（契約日の3月前まで）により土地所有者等を把握し、水資源保全地域の適正な土地利用の確保を図る取組を進めており、令和4年4月1日現在、64市町村182地域を指定している。〔表1・2、図1〕

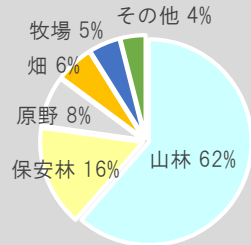
①水資源保全地域の指定状況（R4.4.1現在）

水資源保全地域を指定した市町村数	64市町村
指定した水資源保全地域の数	182地域
水資源保全地域の面積	1,230km ²

〔表1 水資源保全地域の年度別指定状況〕

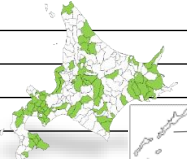
	H29	H30	R1	R2	R3	小計	累計
市町村数	0	1	2	1	1	5	64
地域数	1	1	2	2	2	8	182

〔図1 地目別面積割合〕



〔表2 市町村別の指定状況〕

振興局名	市町村名(地域数)
空知	芦別市(1) 歌志内市(1) 上砂川町(1) 沼田町(1)
石狩	千歳市(1) 石狩市(6) 当別町(1)
後志	小樽市(2) 島牧村(1) 黒松内町(17) 蘭越町(1) ニセコ町(12) 真狩村(2) 留寿都村(3) 喜茂別町(3) 京極町(1) 倶知安町(4) 共和町(4) 岩内町(1) 泊村(1) 余市町(1) 赤井川村(1)
胆振	登別市(2) 伊達市(6) 壮瞥町(1) 厚真町(1) 洞爺湖町(1) むかわ町(11)
日高	指定区域なし
渡島	函館市(13) 北斗市(6) 知内町(2) 七飯町(3) 鹿部町(1) 森町(2)
檜山	今金町(1)
上川	旭川市(4) 名寄市(1) 美瑛町(1) 上富良野町(4) 中富良野町(2) 占冠村(4) 和寒町(4) 下川町(2) 美深町(2)
留萌	増毛町(2)
宗谷	稚内市(1) 枝幸町(3)
オホーツク	網走市(1) 置戸町(1) 斜里町(1)
十勝	帯広市(2) 鹿追町(1) 新得町(5) 清水町(1) 大樹町(2) 広尾町(3)
釧路	釧路市(1) 厚岸町(6) 浜中町(1) 標茶町(7) 弟子屈町(5) 鶴居村(10)
根室	別海町(1) 標津町(1)



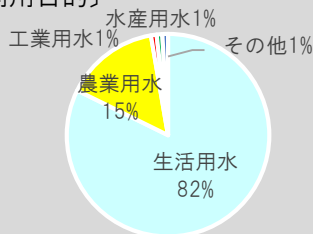
②市町村等が管理する取水施設

- 道内で取水施設の管理を行っているところは159市町村（913施設）確認され、その取水施設の主な利用目的は、「生活用水（748施設）」が中心で、「農業用水（140施設）」のほか、「工業用水（8施設）」や「水産用水（8施設）」などに用いられている。〔図2〕
- 取水施設のない20市町のうち19市町は水道企業団が対応（水道事業の実施又は原水の供給）し、1町は各戸が地下水を汲み上げている。

【地域指定に向けた検討状況】

- 令和4年度以降の指定に向けて予定又は検討（時期未定や将来の新設施設を含む）を行っているところは8市町（新規指定5、追加指定3）。
- 現時点で保有する取水施設について、すべて指定済みは16市町村、「指定予定なし」とされたのは135市町村。
- 指定（提案）しない主な理由は、周辺の土地が国有地・公有地や農地であることなどで、具体的には下表のとおり。〔表3〕

〔図2 利用目的〕



〔表3 提案しない理由〕

理由	回答数
周辺の土地はほとんど(すべて)国有地・公有地で、不適切な土地利用が想定されない	455
周辺の土地はほとんど(すべて)農地で、土地の売買には農地法の許可が必要	106
周辺の土地はほとんど(すべて)僻地や山岳地帯で、土地売買の可能性が低い	71
周辺の土地はほとんど(すべて)特定の個人(法人)の所有で、土地売買の可能性が低い	41
その他	45

Ⅲ 条例の施行状況

2 施策の取組状況

条例第2章「水資源の保全に関する基本的施策」として、第10条「施策の基本方針」の各項に基づく取組が掲げられている条例第11条から第14条に係る施策の展開状況について点検する。

（施策の基本方針）

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図ること。＜※第11条に基本的施策を規定＞
- (2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。＜※第12条に基本的施策を規定＞
- (3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。＜※第13条に基本的施策を規定＞
- (4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。＜※第14条に基本的施策を規定＞

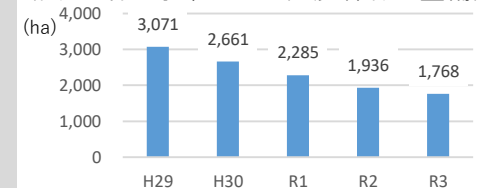
（1）森林が有する水源を涵養する機能の維持増進

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

①主な道の取組

- 森林の適切な保全を図るため、必要に応じて水資源保全地域内の森林を水源かん養保安林に指定。
- 森林法に基づく造林、治山事業による荒廃森林の整備や間伐等の保育管理などを実施。〔図3〕
- 水資源保全地域内の森林など水源涵養機能の発揮のために特に保全が求められる森林を「水資源保全ゾーン」として区域設定する基準や施業方法を示し、この設定の考え方を市町村に普及することにより、的確な森林の区域設定と、良質な水の安定供給に配慮した森林整備を推進。

〔図3 治山事業による荒廃森林の整備〕

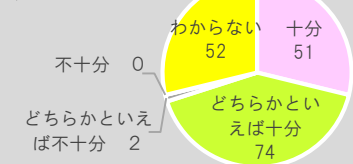


②市町村意見（アンケート調査＜対象：全179市町村＞）

- 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るための道の取組については、「十分（51市町村）」と「どちらかといえば十分（74市町村）」を合わせて125市町村（70%）から一定の評価が得られた一方、「どちらかといえば不十分」と2町から回答があった。〔図4〕
- 不十分とした理由は、「豊かな森づくり推進事業を進めるための道予算の確保」などについての意見であった。

〔図4 第11条関係の取組〕

（単位：市町村数）



▶検討結果

本条文は、水資源の保全のためには、森林の有する水源涵養機能の維持増進に向けた取組が重要であることを踏まえ規定したものであり、これまで森林法に基づく保安林制度の活用や造林等の森林施業などに取り組んできている。今後も、本条の規定に基づき、地域の実情を踏まえた森林施業や治山事業等による森林の保全など水源涵養機能の維持増進に向けた必要な施策を検討・推進していくことが適切であると考えられる。

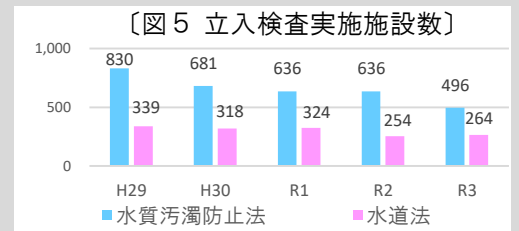
Ⅲ 条例の施行状況

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

①道の主な取組

- 河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供される水域や地下水について、水質汚濁防止法に基づき水質の常時監視や立入検査などの実施。〔図5〕
- 水道事業者等に対して水道法の基づく立入検査を実施するなど、水道水源（原水）や浄水の水質監視の実施。〔図5〕

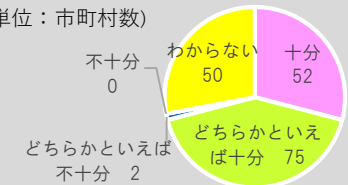


②市町村意見（アンケート調査<対象：全179市町村>）

- 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図る道の取組については、「十分（52市町村）」と「どちらかといえば十分（75市町村）」を合わせて127市町村（71%）から一定の評価が得られた一方、「どちらかといえば不十分」と2町から回答があった。〔図6〕
- 不十分とした理由は、「所有や異動時のダイレクトメール（以下「DM」という。）を送付」、「上下流域の関係者とのより密な連携が必要」といった意見があった。

〔図6 第12条関係の取組〕

(単位：市町村数)



▶検討結果

本条文は、水資源の保全のためには、安全で安心な水資源の確保に向けた取組が重要であることを踏まえ規定したものであり、これまで水質汚濁防止法に基づく河川等の水質の汚濁状況の常時監視や水質汚濁発生源などへの立入検査の実施などに取り組んできている。今後も、本条の規定に基づき、水質の汚濁防止など水環境の保全等による安全安心な水資源の確保に向けた必要な施策を検討・推進していくことが適切であると考えられる。

Ⅲ 条例の施行状況

(3) 水資源の保全に対する理解の促進

第13条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

①道の主な取組

- 水資源保全地域の指定に際して、道における告示やホームページ（以下「HP」という。）への掲載、市町村の広報誌やHPへの掲載、指定地域内の土地所有者へのDMの送付などを実施。
- 条例の理解増進等のため、道のHPや広報紙、ポスターやリーフレットの作成・配布（配布先：市町村、不動産関係団体等）、水資源保全地域内の土地所有者へのDMの送付（毎年約2,000名）、市町村のHPや広報誌への掲載、不動産関係団体等の協力のもと各団体のHPへの掲載などを実施。
- 水資源の啓発のため、中学生を対象とした水の作文コンクールや国の「水の週間」と連動したパネル展の開催などを実施。

リーフレット

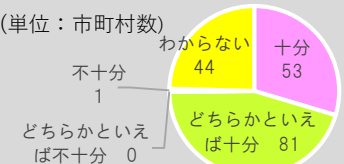


②市町村意見（アンケート調査<対象：全179市町村>）

- 水資源の保全に対する理解の促進や啓発普及等の道の取組については、「十分（53市町村）」と「どちらかといえば十分（81市町村）」を合わせて134市町村（75%）から一定の評価が得られた一方、「不十分（1%）」と1村から回答があった。〔図7〕
- 不十分とした理由は、「リーフレットやパンフレットの活用不足」との意見であった。

〔図7 第13条関係の取組〕

（単位：市町村数）

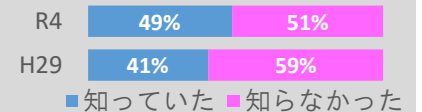


③土地所有者意見（アンケート調査）

【水資源保全地域についての認識】

- 自己の所有する土地が水資源保全地域内にあることの認識について「知っていた」のは49%であり、前回平成29年に行った調査時の41%から8ポイント向上している。〔図8〕
- 所有する土地が水資源保全地域内にあること知った方法は、アンケート調査やDMなど「北海道庁・振興局からの文書（61%）」、「市町村役場からの情報（27%）」、「司法書士や不動産業者（4%）」が多かった。

〔図8 水資源保全地域の認識〕



④水資源保全審議会委員意見

- 道の取組に加えて、水資源保全地域を提案した市町村も自ら土地所有者に対して、理解増進や周知を図る取組を積極的に行うことが大切である。
- 周知の手法として土地所有者へのDMの送付は効果的と考えられることから、今後も積極的に実施するべきでる。

▶検討結果

本条文は、水資源の保全のためには、水資源の重要性に対する道民、事業者及び土地所有者等への理解を深める取組が重要であることを踏まえ規定したものであり、これまで各種情報媒体などを活用した情報発信等に努めてきている。今後も、本条の規定に基づき、市町村や関係団体等と連携を図りながら、道民や土地所有者等への水資源の重要性や条例の一層の理解増進など普及啓発に向けた必要な施策を検討・推進していくことが適切であると考えられる。

Ⅲ 条例の施行状況

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保

第14条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

①道の主な取組

- 市町村長からの提案に基づき、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺において、適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を「水資源保全地域」として指定。
- 水資源保全地域の土地売買等に際しての届出書の提出による土地取得者や利用目的など土地取引動向の把握。
- 市町村の協力のもと、水資源保全地域台帳を整備し、届出の必要がない土地所有者の移転情報を含めて、毎年度、更新・整理。
- 国土利用計画法や森林法に基づく届出制度などと連携し、届出のない取引の把握や届出書の提出に向けた取組を実施。
- 企業版ふるさと納税や道交付金を活用し、市町村の水資源保全地域内の土地の公有地化などの取組を支援。

【事前届出等の状況 (H29~R3)】

- 届出数は、年平均約51件で届出者（売主等）の居住地は道外が約3分の1を占める。〔表4〕
 - 平成29年度から令和3年度の5年間の届出件数：256件
 - ・届出者（売主等）の居住地の内訳：道内170件（66%）、道外86件（34%）
- 提出の時期は、条例で定める期間内に届出されたのは平均で約4分の1にとどまる。〔表4・図9〕
 - 届出期限内：土地取引行為の3月前まで63件（25%）
 - 届出期限後：土地取引行為前の3月以内38件（15%）、土地取引行為後155件（60%）
- 水資源保全台帳の整理等を通じて届出のない土地取引行為の捕捉に努めており、減少傾向が見られるものの直近5年間で154件確認でき、道外居住者の割合が高くなっている。〔表5・図10〕
 - 届出のない土地取引行為に対しては、別に定める事務処理要領に基づき、届出に向けた措置を行うとともに、必要に応じて土地利用状況を現地で確認の上、新たな土地所有者に適正な土地利用に向けた助言を実施している。

〔表4 事前届出等の状況 (R4.4.1現在)〕

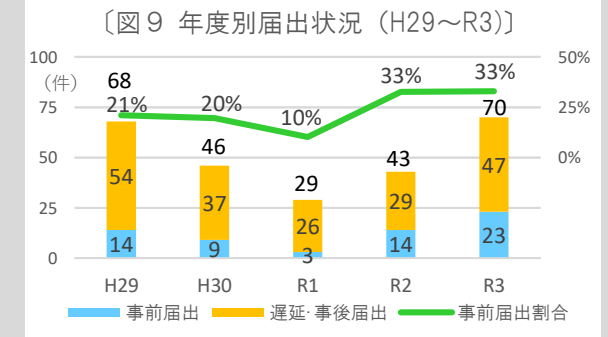
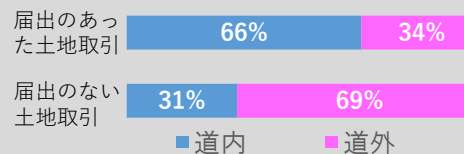
※上段：全体数、下段：道外居住土地所有者分の内数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	合計
事前届出件数 〔土地取引行為の 3月前までの届出〕	14 (4)	9 (4)	3 (0)	14 (3)	23 (11)	63 (22)
遅延届出件数 〔土地取引行為前の 3月以内の届出〕	10 (2)	6 (1)	7 (1)	4 (0)	11 (2)	38 (6)
事後届出件数 〔土地取引行為後 の届出〕	44 (20)	31 (12)	19 (7)	25 (7)	36 (12)	155 (58)
合 計	68 (26)	46 (17)	29 (8)	43 (10)	70 (25)	256 (86)

〔表5 届出のない土地取引件数〕(R4.3.31現在)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	合計
届出のない 土地取引件数	54	33	35	13	19	154
うち道外居住 土地所有者分	38	25	30	5	8	106

〔図10 土地所有者の居住地〕



Ⅲ 条例の施行状況

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保 (続き)

【公有地化等の支援の取組】

道では、市町村において、水資源保全地域内の土地を購入する公有地化や保全事業などを行うため、企業版ふるさと納税の活用（北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト）や地域づくり総合交付金（水資源保全推進事業）などにより公有地化等の取組を支援している。

〔北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト〕



※本事業は「広報紙ほっかいどう（2022年6月号）に掲載」

◇ 支援対象経費

- ・水資源保全地域の土地取得費用、植樹関連費用、表示板設置費など

◇ 支援（寄附）実績

京極町が実施する公有地化した土地への植樹や遊歩道整備など

- ・R2 株式会社北洋銀行 100万円、株式会社セコマ 100万円
- ・R3 株式会社セコマ 100万円

〔地域づくり総合交付金（水資源保全推進事業）〕

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
市町村数	1	3	2	0	1	1	0	0	0	0	8
実績額（千円）	3,000	6,570	1,730	0	1,030	3,000	0	0	0	0	15,330

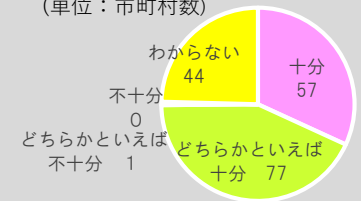
◇ 支援内容

- ・対象経費：水資源保全地域内の土地を購入する経費
- ・交付率：森林1/2以内、森林以外1/3以内
- ・交付額：50万円～300万円

②市町村意見（アンケート調査<対象：全179市町村>、ヒアリング）

- 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るための道の取組については、「十分（57市町村）」と「どちらかといえば十分（77市町村）」を合わせて134市町村（75%）から一定の評価が得られた一方、「どちらかといえば不十分」と1町から回答があった。〔図11〕
- 不十分な理由とした理由は、「水資源保全地域内の土地取引についてより強い規制強化を願いたい」との意見があった。
- ヒアリングにおいて、「太陽光発電計画を予定した土地取引の情報を、この条例の届出によって把握するとともに、条例を通じて事業者との話し合いを行うことができた」との意見があった。

〔図11 第14条関係の取組〕
（単位：市町村数）



【公有地化の検討状況（アンケート調査<対象：水資源保全地域がある64市町村>）】

- 水資源保全地域内の土地の公有地化を、現時点で予定（検討）しているのは1町のみであった。
- 公有地化を進める上での課題（複数回答）としては、財源の確保や公有地化後の維持管理に関する意見が多くあった。〔表6〕

〔表6 公有地化を進める上での課題〕

理由	市町村数
財源確保が難しい	35
公有地化した後の維持管理や事務処理が必要	24
対象面積が広大であり、公有地化の範囲や優先順位をつけるのが難しい	18
土地の多く(全て)を道・市町村が所有しており、民有地はほとんど(全く)ない	8
土地の多く(全て)を特定の個人・法人が所有しており、第三者に売られる可能性が低い	8

Ⅲ 条例の施行状況

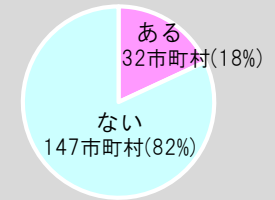
(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保 (続き)

②市町村意見 (続き)

【水資源に関する取組状況・課題（アンケート調査〈対象：全179市町村〉）】

- 水資源の保全を推進する上で、市町村の果たす役割は重要である中、市町村では、道の条例に基づく取組以外の施策として、13市町村で独自の条例を制定するほか、各種普及啓発、市町村森林整備計画に基づく森林施業や森林環境譲与税の活用などにより、83市町村において様々な取組を実施されている。
- 水資源に関する課題は、32市町村が「ある」一方、147市町村は「ない」と回答があった。〔図12〕
- 主な課題の内容（複数回答）としては、「未整備の森林の増加など森林の水資源涵養機能の低下（12市町村）」、「水量の不足（11市町村）」、「水質の悪化（8市町村）」などであった。

〔図12 水資源に関する課題〕



〔参考 森林環境譲与税を活用した取組〕

◇取組事例〈市町村アンケート調査〉

- ・水道水源を保護するため水源涵養林用地を取得するなどの森林環境整備を実施。
- ・民有林森林所有者による間伐などの取組を支援する「民有林管理推進事業」の実施。
- ・木育として新生児に地場の木材を活用した積み木を配付。

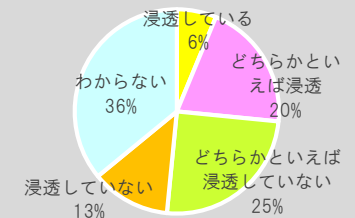
◇意見〈関係団体ヒアリング〉

- ・林道の補修など適時柔軟に活用できるなど利便性が良い。納税者にきちんと事業内容を発信していくことが重要。

【事前届出制の認識（アンケート調査〈対象：水資源保全地域のある64市町村〉）】

- 水資源保全地域内の土地取引等を行う場合、契約の3月前までに届出することの土地所有者の認識については、市町村から「浸透している（6%）」と「どちらかといえば浸透している（20%）」を合わせて17市町村（26%）であった一方、「浸透していない（13%）」と「どちらかといえば浸透していない（25%）」は合わせて24市町村（38%）であった。〔図13〕
- この事前届出を浸透させるために効果的と思う取組（複数回答）としては、「土地所有者へのDM」（64%）」、「道や市町村の広報誌による周知（44%）」、「HPによる情報発信（39%）」などが多く挙げられた。

〔図13 事前届出制の認識〕

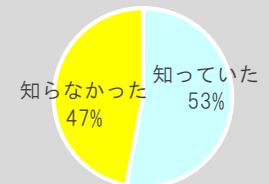


③土地所有者意見（アンケート調査）

【事前届出制についての認識】

- 水資源保全地域内の土地取引に際して、契約締結の3月前までに知事に届出が必要であることを「知っていた」のは、所有する土地が水資源保全地域内にあることを認識している所有者の53%であった。〔図14〕

〔図14 事前届出制の認識〕



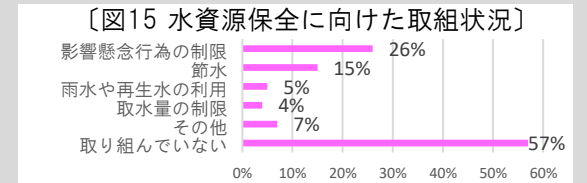
Ⅲ 条例の施行状況

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保 (続き)

③土地所有者意見 (アンケート調査) (続き)

【水資源の保全に向けた取組の状況】

- 所有する水資源保全地域内の土地利用における水資源保全の取組 (複数回答) は、「水資源への影響が懸念される行為を避けている (26%)」、「節水 (15%)」、「雨水や再生水を利用 (5%)」などが多い一方、「特に取り組んでいない」は57%であった。〔図15〕



④水資源保全審議会委員意見

- 公有地化や水源周辺の整備などによる水資源の保全に向けて、「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」などこうした取組をしっかりと続けていくことが必要である。
- 長年放置されている土地なども点在している中で土地の有効利用を図るために、今後施行される関係法令に伴う制度の改正などについて、その動向を的確に把握していくことが必要である。

▶検討結果

本条文は、水資源の保全には、適正な土地利用の確保を図ることが重要であることを踏まえ規定したものであり、これまで水資源保全地域の指定をはじめ、本条例による届出制のほか国土利用計画法等の届出制度などを通じて土地所有者の移動情報の把握、市町村の土地の公有地化への支援などに取り組んできている。今後も、本条の規定に基づき、地域の意向や法改正など国の動向を踏まえながら、水資源保全地域の指定地域の拡大などによる適正な土地利用の確保に向けた必要な施策を検討・推進していくことが適切であると考えられる。

【施策の推進に向けた主な課題等】

今後も各条の規定に基づき、必要な施策を検討・推進していくことが適切であると考えられるが、その際には、次の事項などの課題等への対応に努めながら進めていくこととする。

- **水資源保全地域の拡大等**：水資源保全地域の指定等による水資源の保全を推進するため、指定に向けた検討を行っている市町村をはじめ、既に水資源保全地域に指定されている市町村や現時点では提案予定のない市町村など、それぞれの地域の状況を踏まえた対応が必要である。
- **届出のない土地取引行為や事後届出等への対応**：土地所有者における事前届出制など条例に関する認識が未だ十分とは言えない状況にあることが事後届出等が生じる一因として考えられることから、土地所有者等へのより効果的な条例の普及啓発が必要である。
- **市町村等の関連施策との連携**：市町村や関係団体等が行う水資源の保全に資する施策などにより幅広い連携を推進することにより、道民等への条例に関する理解増進や地域の特性に応じた森林の保全など水源涵養機能の維持増進を図ることが必要である。
- **土地所有者の把握等による適正な土地利用**：適正な土地利用を行う上では土地所有者の把握等が求められるが、現行では所有者が直ちに判明しない土地が多く存在する中、その改善を期する関係法令の改正等に関する認識が低い状況などを踏まえた対応が必要である。

IV 今後の推進に係る対応方向

基本的な考え方

水資源の保全に関する施策を推進するための基本的な考え方である「施策の基本方針」に基づく道の取組については、市町村から概ね評価されており、関係法の施行など最近の社会経済情勢の変化等に適切に対応しながら、引き続き、現行の規定に基づき、課題点などを踏まえて必要な取組を推進していくこととする。

今後の対応方向

取組の深化<深める視点>

□ 新たな地域指定・公有地化に向けた取組

- 地域指定の拡大を基本に、市町村の取水施設の活用状況を踏まえ、提案の可能性がある市町村との意見交換の実施や課題の解決に資する助言ほか、指定予定のない市町村を含めた水資源の保全に関する情報提供など、市町村の状況に応じたきめ細かな支援を図っていく。
また、市町村の水資源保全地域内の土地の公有地化に向けて、企業版ふるさと納税や道交付金の活用に加えて、寄付の意向のある土地所有者と市町村を結びつける仕組みについて、市町村の意見を伺いながら検討する。

□ 土地所有者・事業者・道民等への更なる理解促進の取組

- 市町村、森林組合や不動産関係団体と一層の連携を推進し、各団体のHPや広報紙の活用など情報提供方法の多元化を行うほか、土地所有者へDM等を活用した土地取引に係る事前届出制の更なる理解・浸透を図るなど、より効果的な普及啓発方策について検討・実施する。

□ 国への要望

- 水資源を保全するための土地取引規制を可能とする関係法令の整備や市町村による水資源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化などについて、引き続き、国に求めていく。

連携の推進<広げる視点>

□ 森林環境譲与税やゼロカーボンなど関係する施策との連携

- 水資源保全地域面積の約8割を占める森林の有する水源涵養機能や地球温暖化対策効果に鑑み、市町村が行う水資源涵養林の取得や森林環境譲与税等を活用した森林環境の整備などに関する好事例を紹介するなど水資源の保全に資する取組が広がるよう努めていく。

□ 不動産登記法の改正等に伴う施策との連携

- 条例の推進と関係する相続登記の申請の義務化や相続土地国庫帰属制度の開始など、今後施行される法改正に基づく施策など国の動向を捉えながら、水資源保全地域内の土地所有者の移転情報の把握など適正な土地利用の確保に努めていく。